

令和 6 年度

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金

公 募 要 領（二次公募）

【 受 付 期 間 】

（受付開始） 令和6年6月18日（火）

（ 締 切 ） 令和6年7月10日（水）

（※郵送による提出以外は受け付けられませんので、ご注意ください。

特に、締切期限に余裕をもって提出してください。）

【公募申請書提出先及び問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課

〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館

(098) 866-1731

（宮平、新崎、宮里）

※ 本公募要領は、内閣府沖縄総合事務局HPの『令和6年度「沖縄域外競争力強化促進事業」の二次公募について（https://www.ogb.go.jp/keisan/3842/f_00/r6_ikigaikobo_02）』からダウンロードできます。

令和6年6月

内 閣 府

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、内閣府として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（発注先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 内閣府から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について内閣府から承認を受けなければなりません。
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

目 次

ページ

1. 制度の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助事業の流れ	3
4. 補助対象経費	3
(1)対象経費の区分、(2)補助対象経費全般にわたる留意事項	
5. 補助事業期間と補助金額等	8
(1)補助事業期間・補助金額・補助率、(2)複数年度事業	
6. 応募手続き等の概要	10
(1)受付期間 (2)提出先(問い合わせ先)等 (3)提出書類 (4)その他応募に関すること	
7. この事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務	11
8. 財産権の帰属等	13
9. その他	13
【表1】提出書類	16
【表2】審査項目	17

1. 制度の目的

この事業は、沖縄から搬出される生産物の増加を図るため、先進的若しくは沖縄の特色を生かした生産物を生産する事業又は現に沖縄に搬入されている生産物の沖縄県内における自給率の向上を図るため、沖縄県内において当該生産物を生産する事業に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄の製造業等の域外競争力強化を促進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当する者とします。

なお、令和6年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金の一次公募採択事業者(以下単に「一次公募採択事業者」という。)が二次公募に申請することは妨げませんが、一次公募で採択された事業と関連するものは対象外とします。また、一次公募採択事業者の二次公募における補助金額は、5. (1)のとおりとなる点留意してください。

- (1) 日本の法律に基づいて設立された法人又は日本に拠点を置く事業者であって、別紙1に規定する要件を満たすものに限る。なお、複数の事業者による共同体による申請も可能ですが、その場合は幹事事業者を決定し、幹事事業者が代表して申請します。また、参画事業者(幹事事業者と共同して事業を実施する事業者をいいます。)と主体的に協働するための具体的なスキームや組織体系等を備えていることが、幹事事業者との契約等において確認できること。
- (2) 「沖縄域外競争力強化促進事業費補助金の交付を受ける者として不適当な者」として、補助対象者(参画事業者を含む。)が次の①から⑩のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑥ 暴力的な要求行為を行う者。
 - ⑦ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - ⑧ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - ⑨ 偽計又は威力を用いて本補助金担当官等の業務を妨害する行為を行う者。

⑩ その他、上記⑥～⑨に準ずる行為を行う者。

(3) 沖縄から搬出される生産物(注1)の増加を図るために行う「先進的(注2)事業」若しくは「沖縄の特色を生かした(注3)事業」又は現に沖縄に搬入されている生産物(注4)の沖縄県内における自給率の向上を図るために行う「自給率向上事業」を行う者であること(注5)。

(注1)「沖縄から搬出される生産物」とは、沖縄県内において生産・加工・開発された製品・商品・情報成果物※のうち、船舶、航空機、通信その他の手段により沖縄県外に搬出されるものを指します。

※情報成果物とは、以下に記載するものを指し、ネットワークを通じてソフトウェア等を提供するサービスも含まれます。また、研究開発の主要な部分が自社開発であるほか、特定の顧客(法人・個人)向けの開発ではなく、市場販売を目的にしたもの(但し、開発した試作品自体の販売を目的としているものは対象外)を対象とします。

・プログラム(例:TVゲームソフト、会計ソフトなど)

・映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメなど)

・文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、ポスターのデザインなど)

(注2)「先進的」とは、沖縄において新規性のある事業を指します。なお、新規性は、提供する生産物、提供方法、生産方法、ターゲットとする市場など、様々な要素を勘案します。

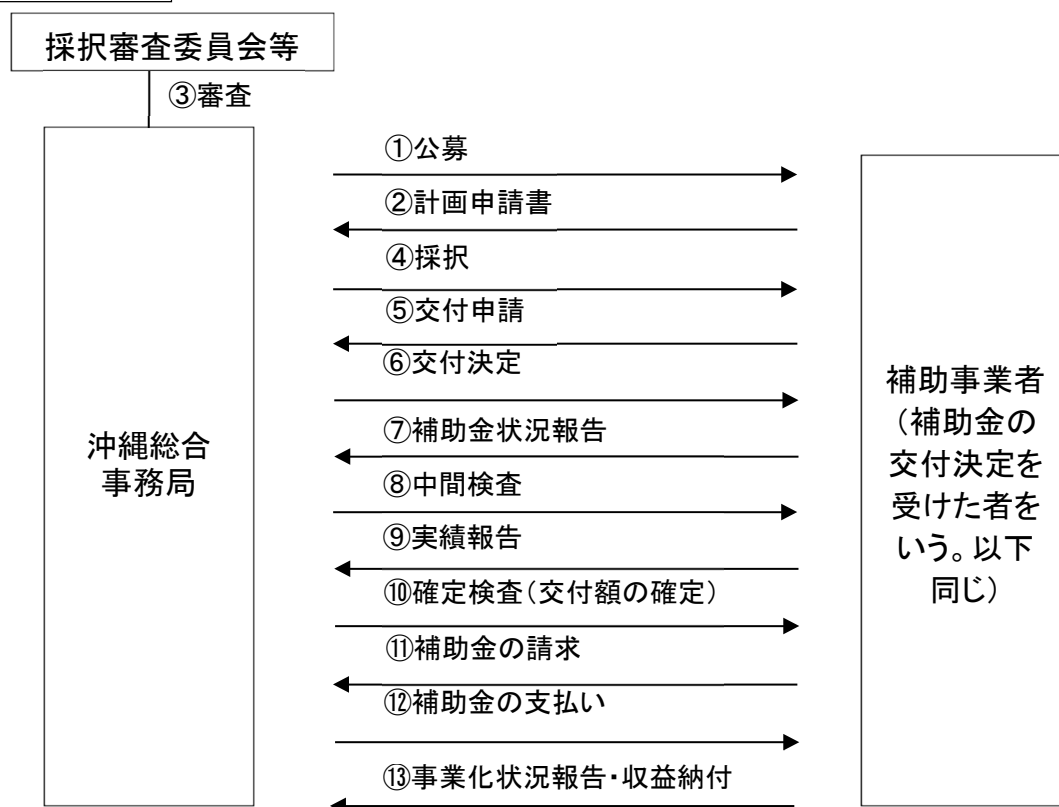
例えば、ロボット技術やITシステムの導入等により生産性を向上する取組については、生産方法について、新規性がある事業と考えられます。

(注3)「沖縄の特色を生かした」とは沖縄の地理的優位性、気候条件、地域資源等の活用など、沖縄での事業実施が他地域と比して優位性を有することを指します。

(注4)「現に沖縄に搬入されている生産物」とは、現に沖縄県内で販売される製品・商品のうち、沖縄県外において生産・加工され、船舶、航空機その他の手段により沖縄県内に運送されるものを指します。したがって、「自給率向上事業」については、その生産・加工する製品・商品の県内生産割合にかかわらず、移入減に資するものであれば幅広い事業を対象とします。

(注5) 事業内容に応じて、「先進的事业」、「沖縄の特色事業」又は「自給率向上事業」のいずれかの適切な分類により申請してください。なお、いずれの分類により申請した場合であっても、分類によって審査で優劣が生じることはありません。

3. 補助事業の流れ



4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りします。

※ 補助対象経費の計上にあたって不明な点については、沖縄総合事務局にお問い合わせください。

(1) 対象経費の区分

人件費	本事業に直接従事した者の人件費 ・ 個人事業主や法人の役員であっても、補助事業に直接従事するのであれば計上は可能ですが、金額の算定にあたっては、実際の支給額ではなく、役員（個人事業主）以外の従事員への支給基準に基づき、合理的に算出する必要があります。 ・ 本事業以外の事業と兼務している場合は、この事業に従事している割合を合理的に算出する必要があります。 ・ 原則として、従業員が従事する場所は沖縄県内に限ります。沖縄県外で従事する者の人件費を計上する場合は、従事場所が沖縄県内であるか県外であるかを明示的に区分した上で計上し、県外従事者の当該補助事業への直接的な関連内容を、計画申請様式の別紙4「経費明細表」に記載してください。 ・ 人件費は実際の支給額（基本給のほか、賞与、諸手当を含む。）に基づきます。ただし、支給額の算定が合理的な基準に基づかな
-------------------	---

	い場合は対象とならない場合があります。また、補助事業に直接従事した時間のみが対象となります。 情報成果物を生産する補助事業者に限り、成果物・資料等の作業を証明するものを事業終了時に提出してください。 [例: 基本設計書・詳細設計書、機能一覧、プログラムのリスト、計画表・作業工程表、ソースコード、テスト報告書、マニュアル 等]
事業費	
謝金	本事業の遂行に必要な専門家からの助言・技術指導等を必要とする場合に支払われる謝金に係る経費
旅費	本事業の遂行に必要な従事員、補助員及び専門家の旅費、滞在費及び交通費(海外旅費も含む。) - グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。 - 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。
補助員雇上費	従事員費に計上される者以外で、本事業に補助的な立場で直接従事した者の雇用に係る経費(アルバイト等)
物品費・建物取得費	① 機械装置費 本事業の遂行に必要な機械装置の製作(OS等稼働に係るソフトウェア開発を含む)、購入、改修、改造及びその設置に要した経費 - 本事業の目的以外の用途に係る機械装置費は補助対象外です。なお、汎用性があり、目的外使用になり得るものについては、本事業の目的にのみ使用する場合に限り計上できます。 ② 附属設備費 本事業の遂行に必要な建物等に附属する設備及びその設置に要した経費(「④建物附属設備費」に該当するものを除く) ③ 建物取得費 沖縄県に本店もしくは主たる事業所がある法人又は住所がある個人事業者が、県外生産拠点等を県内に回帰させるために、建物(工場等、本事業の用に直接供されるもの)の建設及び購入に要した経費(固定資産として計上される部分に限る。) - 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの期間、継続して沖縄県内に、本店もしくは主たる事業所がある法人又は住所のある個人事業者に限ります。 - 本事業の目的以外の用途に係る建物取得費は補助対象外です。なお、汎用性があり、目的外使用になり得るものについては、本事業の目的にのみ使用する場合に限り計上できます。既存事業の修繕費用は補助対象外です。 「県外生産拠点等」とは、自社・グループ会社(令和6年1月1日か

	ら令和12年3月31日までの期間においてグループ関係にある会社に限る)の沖縄県外の生産拠点及び自社生産物の製造工程の一部を県外の事業者以外注している場合の外注先をいいます。臨時的な外注先については県外生産拠点等に該当しません。 ・ 「県内に回帰させる」とは、沖縄県内に県外生産拠点等と同様の工場用建物等について新たに設置(増設を含む)することをいいます。上記の「県外生産拠点等」の要件を充たさない建物等については対象外です。 ・ 建物には、賃借している建物に造作した場合で、固定資産に計上されるものも対象に含まれます(修繕費用は含みません)。 ④ 建物附属設備費 上記③に係る建物附属設備で、この事業の遂行に直接必要な設備及びその設置に要した経費 (物品費・建物取得費全体に係る留意事項) ・ 取得した建物及び物品等は善良なる管理者の注意をもって管理(善管注意義務)し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければなりません。 ・ 物品の設置場所については、補助事業者(又は参画事業者)のいずれの場所に設置しても構いません。 ・ 中古資産の購入は、3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得し、価格設定の適正性が明確である場合に限り対象となります。
原材料費	本事業で販売を予定している生産物の開発に必要な試作品に係る原材料等の購入に要した経費 ・ 試作品の開発のために購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。 ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管(保管が困難なものは写真撮影による代用も可)しておく必要があります。
外注費	本事業で販売を予定している生産物の開発に必要な設計、加工、検査及び調査等を外部に依頼した場合に外注先に支払う経費 ・ 外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用は対象になりません。
販路開拓費	① 印刷製本費 本事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター等の広告媒体等の作成及び活用に必要な経費 ② コンテンツ制作費(外注費)

	本事業の遂行に必要な生産物の販売又は広報のためのインターネットコンテンツ等の制作に要した経費 ③ 展示会等出展費 本事業で販売を予定している生産物等を展示会等に出展するために要した経費 (販路開拓費全体に係る留意事項) ・ 本事業に係る生産物の販売又は広報を目的としたものが対象であり、単なる会社の PR や他の生産物の販売等に要するものは計上できません。
賃借料	本事業の遂行に必要な土地、建物、機械装置及び器具備品等の賃借に要した経費 ・ 補助事業のために利用する費用であって、補助対象期間内に発注または契約、支払が発生するクラウドサービス利用費は当該補助対象経費に含む。但し、端末費用や設置費用等、ハードウェアに該当する費用は補助の対象外とする。
運送費	本事業の遂行に必要な機械装置、原材料、生産物等の運送に要した経費
会議費	本事業の遂行に必要な会議の開催に要した経費 ・ 会議において提供した茶菓等の飲食費は計上できません。
消耗品費	本事業の遂行に必要な消耗品費等、本表の他の経費に該当しない経費 ・ 使途の透明性を確保し、適切な執行を行うとともに、その内容について説明できるようにした上で、支出に係る証拠書類を保存しておいてください。

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

① 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

- 交付決定日前の発注、購入、契約等に係る費用
- 補助事業期間中の販売を目的とした生産物の生産に係る物品費・建物取得費以外の諸経費（テスト販売を除く）
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る費用
- 不動産の購入費（(1)に掲げる建物取得費」に該当するものを除く）
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のために弁護士に支払う費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要）で取引先が負担しており、取引価格の内数

になっている場合は補助対象として計上することができます。)

- 公租公課(ただし、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。))については「**9.**
その他(1)」を参照のこと。)
- 還付制度のある海外付加価値税
- 各種保険料(展示会等出展、補助対象の建物・機械装置備品に係るものを除く。)
- 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 沖縄総合事務局等による検査、評価等への対応に係る費用
- この事業の目的以外の用途に係る経費(この事業の目的以外の用途と共通する経費を含む。)

※汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、パソコン、プリンタ、自動車等)については、この事業の目的にのみ使用する場合に限り計上できます。

- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 参画事業者、又は実質支配下にある会社から調達する場合、利益排除を行い、原価で計上する必要があります。同様に、自社調達を行う場合にも、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。
- ③ この事業における発注先の選定にあたっては、合計50万円(税抜き)又は事業者が定めた内規等に抛り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

5. 補助事業期間と補助金額等

(1) 補助事業期間・補助金額・補助率

補助事業期間	交付決定日～令和7年3月31日
補助金額	6,000万円以下(情報成果物を生産する場合は2,000万円以下) なお、一次公募採択事業者にあつては、一次公募と二次公募の合計で2億円以下(過去3年間に類似の補助金※を含め交付決定を受けた事業者(以下「過年度事業者」という。)は1億円以下)とします。この場合においても、二次公募における上限額は6,000万円(情報成果物を生産する場合は、2,000万円)となります。 ※沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金 ((2)に掲げる複数年度事業の場合は、初年度事業6,000万円以下(情報成果物を生産する場合は2,000万円以下)とし、次年度事業1億円以下。ただし、次年度事業の上限額は変更となる場合があります。)(※)
補助率	2/3以内

- 応募時点で申請のあった補助金の合計額と、実際の補助金額は異なる場合があります。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。

(※) 補助対象経費のうち、下表の左欄に掲げるものについては、右欄に掲げる金額が補助金の額の上限額となりますので、応募にあたってはこの上限額を超過しないよう留意して事業計画書等を作成してください。また、本事業を遂行する過程で下表左欄に掲げる補助対象経費以外の経費の変動があった場合は、上限額計算にも影響が生じる可能性があります。

建物取得費及び建物附属設備費 (以下「建物取得費等」という。)	補助金総額の1/2
人件費	補助金総額の1/10(※情報成果物を生産する補助事業者に限り、補助金の額の上限はありません。)
印刷製本費	補助金総額の1/5
コンテンツ制作費(外注費)	補助金総額の1/5

《補助金の額の上限額の計算例(建物取得費等の場合)》

- ① 建物取得費等の額がそれ以外の経費の額と同額か低い場合

(例) ・建物取得費等 3,600万円

・それ以外の経費 5,400万円

A. 建物取得費等の補助金の額 $3,600万円 \times 2/3 = 2,400万円$

B. それ以外の経費の補助金の額 $5,400万円 \times 2/3 = 3,600万円$

補助金の総額 $A + B = 6,000万円$

- ② 建物取得費等の額がそれ以外の経費の額より高い場合

(例) ・建物取得費等 5,400万円

・それ以外の経費 3,600万円

A. 建物取得費等の補助金の額 $5,400万円 \times 2/3 = 3,600万円$ ※

B. それ以外の経費の補助金の額 $3,600\text{万円} \times 2/3 = 2,400\text{万円}$ ※
補助金の総額 $A + B = 4,800\text{万円}$

※それぞれの補助率を乗じた金額は

A. 建物取得費等 $5,400\text{万円} \times 2/3 = 3,600\text{万円}$

B. それ以外の経費 $3,600\text{万円} \times 2/3 = 2,400\text{万円}$ であるが、
建物取得費等の補助金上限は、補助金の総額の1/2以内のため、建物取得費等以外の補助金額と同額まで引き下げられる(例の場合は、それ以外の経費(3,600万円)に係る補助金の額(2,400万円)まで)。

(2) 複数年度事業

- 本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではありませんので、単年度で完了する事業を対象としています。しかし、事業規模が大きく、単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業(ただし2年度を上限とします。)として申請することが可能です。
- 複数年度事業の場合、2年度目の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度申請を行い、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(当該年度の計画書)を提出する必要があります。また、当該年度の事業実施は交付決定を受けた後に開始する必要があります。
- 事業計画書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区分できるようにする必要があります(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示)。また、補助金の総額については、当該事業計画書に記載された総額を超えることはできません。
- 実施計画書の計画は、初年度の事業計画書に含まれていた計画であること及び実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させることが要件となります。なお、各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、補助事業の着手ができませんので、その点に留意して事業を計画してください。
- 事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金額等の要件は補助金申請を行う年度ごとの要件によるものとし、初年度に申請していた補助金額より交付決定額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合があります。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続していただく必要があります。なお、2年度目に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。

※ 複数年度事業に関する不明な点については、沖縄総合事務局にお問い合わせください。

(3) 同一企業における複数事業の申請

- 同一企業において本補助金で実施しようとする事業が複数にわたる場合は、その事業ごとに事業計画等を作成し、補助金の申請を行う必要があります(1申請で複数事業を実施することは不可)。この場合においても、申請ごとに審査を実施しますので、例えば2事業について申請があったときは1事業が採択、1事業が不採択になることがあります。

- なお、複数事業の実施を計画し、二次公募において2以上の申請を行った場合であっても、二次公募における補助金額は1企業当たり6,000万円(情報成果物を生産する場合は2,000万円)を上限とします。ただし、一次公募採択事業者にあつては、一次公募と二次公募の合計で2億円(過年度事業者にあつては1億円)を上限とします。この場合においても、二次公募における補助金額は1企業当たり6,000万円(情報成果物を生産する場合は2,000万円)が上限です。

6. 応募手続き等の概要

(1) 受付期間

受付開始: 令和6年6月18日(火)

締 切: 令和6年7月10日(水) 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課に17時必着

※電話による問い合わせ時間: 10:00～12:00、13:30～17:00/月曜～金曜(祝日を除く。)

(2) 提出先(問い合わせ先)等

- 提出先は、沖縄総合事務局経済産業部商務通商課(表紙に記載)となります。
- 提出は、郵送(締切日時必着及び配達記録ができる方法(例:簡易書留等)とし、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

(3) 提出書類

- 提出書類は、本公募要領による計画申請様式を必ずご使用ください。計画申請様式は内閣府沖縄総合事務局HPに掲載されています。
- 提出書類は、片面印刷(A4版)したものと【表1:提出書類】で指定する書類の電子媒体を格納したCD-R又はDVD-Rを提出してください。
- 電子媒体は審査に使用しますので確実に所定のファイルを格納した上で提出してください。
- 申請書下中央に通しページ数を必ず記載してください。
- 封筒に「沖縄域外競争力強化促進事業費補助金(二次公募)申請書在中」と朱書きしてください。

提出いただいた書類は、返却いたしかねますのであらかじめ御了承ください。

(4) その他応募に関すること

① この事業との類似計画

- 同一企業が類似内容でこの事業以外の国・地方公共団体の委託事業や補助事業等に併願している場合には、重複して採択しません。
内閣府その他の府省庁、独立行政法人及び地方公共団体等による補助事業において、「過去5年以内に実施済み」、「現在実施中」、「現在申請中」又は「今後申請予定」のものうち、本提案内容と類似した事業内容と思われる又はそのおそれがあるものについては、【別紙①】類似計画等状況説明書を作成し、それぞれの相違点について説明してください。提案後に類似事業が発覚した場合は、採択や補助金交付決定等を取り消す場合があります。

② 審査方法・基準

- 沖縄総合事務局に設置する外部有識者等の採択審査委員会において、【表2:審査項目】で定める審査基準に基づいて審査を行います。
- 審査は、書面審査若しくはプレゼンテーション審査又はその両方で行います。
- その他、沖縄総合事務局等がヒアリング及び現場確認を行うこともあります。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。

③ 審査結果の通知

- 審査の結果は、採択案件(補助対象予定者)の決定後、速やかに沖縄総合事務局から採択事業者に通知します。
- 採択決定通知書の送付後に採択事業者に対して、交付申請の意思確認を行います。なお、意思確認時には、代表者までご確認いただく必要があります。

④ 採択案件の公表

- 採択案件の公表に際しては、プロジェクト名、採択事業者名等をホームページ等で公表します。
- 公表時期は令和6年8月頃を予定しています。

7. この事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務

この事業に採択され補助金交付の決定を受けた場合は、以下の条件及び「沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)を守らなければなりません。

- (1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、この事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又はこの事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に沖縄総合事務局長の承認を得なければなりません。
- (3) この事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) この事業の実施に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書を提出しなければなりません。

- (5) 補助事業者は、交付要綱第22条に記載のとおり、補助事業の完了した日（複数年度事業の場合は最終年度の補助事業の完了した日）の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、過去2年間）における事業化状況等について、毎会計年度開始後90日以内に「令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金に係る事業化状況報告書（様式第11）」（以下「（様式第11）」という。）を内閣府沖縄総合事務局長に提出しなければなりません。

上記に加え、この公募要領に記載の「【別紙②】販売等状況報告書」（以下「【別紙②】」という。）及び「【別紙③】給与待遇改善等進捗状況報告書」（以下「【別紙③】」という。）を提出してください。また、補助事業者が事業化の状況を報告する際には、参画事業者における本補助事業に係る事業化等の状況についても調査した上で報告しなければなりません。

「【別紙②】販売等状況報告書」の内容が、「補助事業計画申請書」及び「交付申請書」における事業計画と著しく乖離が生じていると認められる場合には、天災など補助事業者の責めに負わない理由がある場合を除き、補助金の返還を求めることがあります。

なお、【別紙②】及び【別紙③】の証拠となる書類については、（様式第11）と同様に当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存してください。

- (6) 事業化等の状況の報告により、補助事業者又は参画事業者に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他補助事業の実施を他に供与したことによる収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部を国に納付しなければなりません。（納付額は補助金額を限度とします。）
- (7) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用を増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない、内閣総理大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に違反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下同じ。）する必要があるときは、事前に承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。（納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度です。）
- (8) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません（納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度です。）。ただし、試作開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（機械・設備等に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、事前承認を得ることにより納付義務が免除されます。
- (9) 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって、当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において、付加

価値税の還付を受けた場合には、報告し、指示に従わなければなりません。

- (10) 交付申請にあたっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、一部の補助事業者は、消費税等仕入控除税額を含めて申請できます。(詳細は「9. その他(1)」を参照してください。)

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者及び間接補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、この事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (11) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- (12) 補助事業の進捗状況確認のため、沖縄総合事務局等が実地検査に入ることがあります。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければなりません。また、この事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。

8. 財産権の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合には、その権利は補助事業者に帰属します。

9. その他

- (1) 補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等額の確定に伴う報告書を求めることになります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入税額控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するために規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金清算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続き回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来たすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者

- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(2) 国からの補助金の支払いについては、通常は補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後に精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる(概算払い)場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

(3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合又は補助事業の計画が履行されない場合、それに係る経費は補助対象外となります。

(4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合(例:名義貸しなど)や【表2:審査項目】に記載する要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがあります。

(5) 補助事業終了後、補助事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者に発表していただくことがあります。

(6) 申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(7)の場合を除きます。)

○審査及び審査に係る事務連絡、通知等

○採択された場合は、交付申請等の事務連絡、説明会の開催等に際し必要な連絡

○この事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、追跡調査、アンケート調査等の連絡

(7) 申請書類の情報については、沖縄総合事務局等で共有するほか、公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行うことがあります。

(8) 補助事業において取得した設備等については、次の租税特別措置と併用することができます。

ません。

- ① 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ② 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ③ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ④ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

その他の租税特別措置との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。

(9) 「沖縄域外競争力強化促進事業費補助金」及び「沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱」の名称が変更される場合があります。

(10) 本公募要領と交付要綱の規定(記載内容)に相違がある場合は、交付要綱の規定(記載内容)が優先されます。

また、本公募要領の規定(記載内容)は改正予定の交付要綱の規定(記載内容)を含んでいるため、当該部分について交付要綱が改正されない場合は、本公募要領の規定(記載内容)について一部適用されない場合があります。

表 1 : 提出書類

提出書類及び提出部数
① 「補助事業計画申請書」(正1部、写9部、合計10部) ② 「別紙1-1、別表、別紙2、別紙3」(先進的事業)補助事業計画書、 「別紙1-2、別表、別紙2、別紙3」(沖縄の特色事業)補助事業計画書 「別紙1-3、別表、別紙2、別紙3」(自給率向上事業)補助事業計画書 (いずれの場合も正1部、写9部、合計10部) ③ 「別紙4」(正1部、写9部、合計10部)経費明細表(経費内訳表等も含む) ④ 「別紙5」(正1部、写9部、合計10部)補助事業概要 ⑤ 申請者(参画事業者も含む)の決算書(直近2年間の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。必要に応じ、申請者及び参画事業者の個別注記表)(写10部)(上記の書類がない個人事業主、設立後2年未満の企業等は、決算書に準じるものとして事業計画書及び収支予算書を提出) ⑥ 申請者及び参画事業者の事業概要が確認できるパンフレット、定款等の写し(10部) ⑦ 本公募要領の2. 補助対象者(1)の共同体(P1)で申請する場合、申請者及び参画事業者との間で締結した契約等が確認できる書類(写10部) ⑧ 上記①から⑦のファイル(ワード、エクセル又はパワーポイント。⑤～⑦はPDFも可)を保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)(1部)
【注意事項】 ※ 用紙サイズは、原則として日本産業規格A4判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに提出してください。 ※ 封筒等に「沖縄域外競争力強化促進事業費補助金(二次公募)申請書在中」と朱書きしてください。 ※ <u>左上1箇所をクリップ止め(ホチキス止め不可)</u>してください。 ※ <u>写については、左側に2つ穴を開け</u>ください。 ※ CD-R又はDVD-Rは、破損が無いようプラスチックケース等に入れてください。 ※ 提出書類の返却はいたしません。

表 2 : 審査項目・加点項目

審 査 項 目 ・ 加 点 項 目
申請者が2. 補助対象者（P 1 参照）の要件を満たさない場合は、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。当該要件を満たした申請者のみ次の審査項目について、評価します。（ただし、先進的事業及び沖縄の特色事業については③を除き、自給率向上事業については①、②－1 及び②－2 を除きます。） ① 域外への生産物搬出量を増加させる取組であること。 ② －1（先進的事業のみ）沖縄において先進的な取組であること（P 2 参照）。 ② －2（沖縄の特色事業のみ）沖縄の特色（優位性）を生かした取組であること（P 2 参照）。 ③（自給率向上事業のみ）現に沖縄に搬入されている生産物の沖縄県内における自給率を向上させる取組であること（P 2 参照）。 ④ 事業の妥当性・実行確実性 ・ 事業において達成すべき目標が明確に示されていること。 ・ 事業計画が目標に照らして現実的・具体的であること。 ・ 資金計画及び収支計画が事業内容に照らして妥当であること。 ・ 事業を適切に遂行するために必要な体制及び経営資源（場所、技術力、実績・経験、ノウハウ、財務状況、人材等）を有していること。 ※ ④については、特に事業計画全体（補助事業年度のみならず次年度以降を含む計画）の観点から審査します。 ⑤ 事業をめぐる環境（市場動向、技術動向等）を踏まえ、事業の成長性等が見込まれること。 ⑥ 沖縄での給与待遇の改善や雇用増等を行い、沖縄県民に直接裨益する取組※であること。 ※ 沖縄での給与待遇の改善、雇用増のほか、正規雇用化の促進、従業員の福利厚生の実施などの取組を指します。 ⑦ 関連産業への波及効果並びに地域経済への影響等。 ※ 審査にあたっては、事業計画申請書の事業内容の各項目が、具体的・定量的な記載がされているかについても重要なポイントとなります。 ⑧ 加点項目 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者 ※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」 (https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/) ・ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者 ※厚生労働省「両立支援のひろば」 (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php)

- ・ 「沖縄県所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている事業者。
※所得向上応援企業認証制度運営事務局
(<https://www.shotokukojo.okinawa/>)

【補助対象者】

本事業の補助対象者は、日本の法律に基づいて設立された法人又は日本に拠点を置く事業者であって、以下のア～オのいずれかの要件を満たすものに限る。ただし、中小企業者等に該当する者であっても下記カに規定するものは補助対象者から除く。ア 中小企業者（組合関連以外）

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者を指す。）

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20

条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。（以下別紙1において同じ。）

イ 中小企業者（組合関連）

・中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者のうち、下表にある組合等に該当すること。
・該当しない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格のない任意団体は補助対象とならない。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会＊1
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会＊2
内航海運組合、内航海運組合連合会＊3
技術研究組合 （直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

＊1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

＊2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

- ＊ 3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ 特定事業者の一部

- (1) 従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律第4条による改正後の中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する者を指す。）のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの

業種	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	500人
卸売業	400人
サービス業又は小売業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	300人
その他の業種（上記以外）	500人

※ 従業員数の考え方は、ア※2と同じ。

- (2) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

- (3) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

または、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

- (4) 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

- (5) 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ 上記（1）
- ・ 企業組合、協同組合

エ 特定非営利活動法人

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する者であって、以下の要件を全て満たすもの。

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が300人以下であること。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- ・ 交付決定時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。

オ 社会福祉法人

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であって、以下の要件を満たすもの。

- ・従業員数が300人以下であること。

カ 補助対象者から除くもの（みなし大企業）

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともにアの表の数字を超え、ウにも該当しない場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともにアの表の数字を超え、ウにも該当しない場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合